

役員 の 報 酬 規 程

公益財団法人富田昭子ガールスカウト振興財団

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条（第197条において準用する第89条、同第105条）（及び第196条）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第31条の規定に基づき、公益財団法人富田昭子ガールスカウト振興財団の役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 役員の報酬は、常勤役員にあつては本給とする。

(報酬の支払方法)

第3条 役員の報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第4条 役員の報酬は、その月の月額的全額を毎月末日に指定された本人名義銀行口座に送金する。ただし、支給日が銀行休業に当たるときは、直前の銀行営業日に送金するものとする。

(報酬の決定基準)

第5条 役員の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表（役員の報酬月額）に基づき、理事会で決定するものとする。

(日割計算)

第9条 新たに役員になった者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、その月の初

日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人富田昭子ガールスカウト振興財団の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

別表（役員報酬月額）

(単位：円)

報酬月額
50,000